

平成28年6月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成28年6月23日（木） 午後1時30分～午後3時15分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所東館5階）

3. 出席委員

教育長	北川貢造
委員（教育長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	七里源正
委員	西前智子

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

教育部長兼教育改革推進室長事務取扱	板山英信
次長兼教育総務課長事務取扱	改田文洋
教育指導課長	横尾博邦
すこやか教育推進課長	中川京之
幼児課長	川瀬久栄
教育センター所長	北川清治
学校給食室長兼長浜学校給食センター所長	金森和善
教育改革推進室副参事	土田康巳
教育改革推進室主幹	武石晶子
教育総務課参事兼課長代理	山岡万裕
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	大石文哉

6. 傍聴者

なし

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

5月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 協議・報告事項

(1) 小中一貫教育校設置に向けた基本的な考え方について

(2) 平成28年長浜市議会第2回定例会質問答弁要旨について

日程第5 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

教育長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

井関委員、西前委員

3. 会議録の承認

5月定例会

特に指摘事項はなく、5月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：本日は4点ご報告申しあげます。1点目は市議会第2回定例会です。答弁要旨については、既に委員の皆様にはお配りしています。本日の日程第4、協議報告事項でご意見ご質問等をお受けします。

2点目は、小中一貫教育校の設置です。余呉地域では保護者の75%の賛成を得、自治会の代表による協議の結果、設置を進めるべしという結論をいただきましたので、6月2日に余呉地域の小中一貫校設置協議会を設置いたしました。この協議会では、来るべき余呉の小中一貫校の全体像について、今年の12月を目途に計画の策定を進めており、できるだけ早く確定したいと思っています。この案件につきまちは、日程第4の協議報告事項で小中一貫教育校設置に向けての基本的な考え方についてご説明し、協議いただきます。

3点目は、学校訪問です。5月9日から本日まで、県教委の人事主事にも来ていただいて市内の全小中学校を訪問し、人事の定着状況を確認してまいりました。

学校経営管理については、ワンパターン化しているのではないかと危惧してい

ます。学校規模が950人にのぼる学校や1学年150人の学校があれば、全校生徒40数人という学校もあります。教員数も40人のところや7人しかいないところもあります。そういうことを踏まえて、学校経営はそれぞれ違ってくるのではないかと私は思っていますが、経営計画を見るとほとんど類型化していて学校の特色がないように思えます。学校教育は学習指導要領に則ってするものですので、やり方が大きく変わるものではありません。しかし、もう少し特色のある経営管理が行われていてもいいのではないかと思います。

人事管理の面ですが、市内にこれだけ多様な学校がある以上、積極的な異動をしないと教員の指導力が発揮できないのではないかと痛切に感じました。小規模な学校で20年教鞭をとっているベテラン教員を大規模学校に異動させたところ、十分に指導力を発揮できずに大変困っているという訴えも聞いています。県教委は、今のところ8年ごとに人事異動するという方針ですが、長浜市では5、6年程度で異動するというのも、こういうことを克服していくためには必要であると考えます。

服装についてですが、授業に適切でない服装で子どもの前に立っている教員が見られ、授業の雰囲気は緩んでいると率直に私は感じました。

超過勤務については、ここ十数年大きな課題になっていますが、とりわけここ数年で全国的な重要課題になってきています。市教委としても、実態を明確にしながら、この夏にかけてあるべき姿について検討していきたいと思っています。

このことについて、文科省から、部活動は土日いずれかに実施して、さらに午前中の半日に限定するよう指導されることも考えられます。他にも、平日5日間のうち部活がない日を必ず設けるとか、朝練習は一切しないようにも指導して行く可能性があります。学習指導要領に基づく教育課程は学校が決めるものですが、文科省がそこに指導をしていくということが本当に良いのかということが問われています。しかし、これは超過勤務というのが大変な問題になっているということの証とも言えます。

今回の定例会でも答弁しましたが、昨年の調査によりますと、本市でも、ほぼ毎日2時間以上時間外勤務している教員が小中合わせて40%以上います。これは尋常ではありません。教育に課せられている使命と課題を明確に背負いながら、子どもたちに生き方を示していくためには一体どうすればいいのかが問われていると思います。市教委でもしっかりと対応していきたいと思っています。

私どもは、学校訪問で全ての教室を見せていただいています。時間の都合上、授業の全体を見ることはできませんが、それでも、教員によって授業力に差があると感じられます。高い指導力を持っている教員が目の前にいるということで触発されますし、直接ないし間接的に指導を受けることになりますから、全体がレベルアップしていきます。ベテラン教員であっても、もっとレベルを高めていただきたいと思っています。

以上のことについては、改めて総括したいと思っています。委員の皆さまにも

1月、2月に学校を訪問いただいたときにご指導いただきたいと思います。

課題ばかり申し上げましたが、非常によくできているところもあります。小学校低学年の学習習慣をつけるために、1、2年生の教室に低学年の指導員を配置していますが、ある小学校での1年生の国語の授業でしたが、35人1クラスを担当の先生と臨時講師の先生とで教室を分けて、見事な授業をしておられました。

もう一つは、学校図書室司書の配置で、これは非常に大きな成果が出ています。ある小学校で、授業で図書室学習をしておりましたが、図書室司書も一緒になって子どもと話していました。図書室司書の配置というのは、大きな教育力になっているに違いないと思います。

4点目は、大相撲の稽古です。宮城野部屋が名古屋場所前の稽古を長浜で行われました。今年で3年目になり、今回は長浜小学校を訪問いただきました。その中で、負けたりうまくいかなかったりスランプになったときに横綱はどうされますかという質問を横綱の白鵬関にした子どもがいました。この問いに横綱は、基本に戻りますと答えられました。基本が全てと横綱は思っているわけですね。流石、良いことをおっしゃられると思いました。

22日の夜に打ち上げがあり、ご招待いただきましたので、市長と一緒に寄せていただきました。そこで白鵬関とお話する機会を得ましたので、このことについて伺ったところ、これは序の口に入ってから横綱になった今までずっと心がけていることで、横綱を6年間務められたのは、その度に基本に戻ったからだとおっしゃいました。子どもたちが、横綱の言葉から何かを受け取ってくれたら大変ありがたいと思います。以上です。

西橋委員：学校訪問についていろいろとご指導いただいているということに感謝する。その中で私は超過勤務について気にしている。昔から小中学校では様々な試みをしてきた。例えば水曜日の定時退勤日について努力義務とされたことがあったし、部活を休む日をつくることも試みられてきた。しかし、なかなか成果が出なかった。その裏には、子どもと接していると限界がないということがあると思うが、かといって、超過勤務が長くなると健康面などへの大きな問題を抱えることになるので、学校における業務内容の精選を学校全体でしっかり行うことが非常に大事なことではないかと思う。例えば、定時退勤日を設けて水曜日は定時退勤日にして、5時半になったら帰りましょうとするだけではなく、そのためには思いきって、ある業務はやめて、代替りの業務に力を入れるということが職員の共通理解にならないことには、かけ声倒れに終わってしまうと心配する。

この取組みは学校によって違っていいと思うが、その辺りをしていかないと、なかなか超過勤務の解消にはならないと思われるので、教育委員会としても慎重に考えていただき、学校に指導していただけるとありがたい。

教育指導課長：ご意見ごもっともです。学校の方でも、できる限り独自の考えで自分たちが進んで縮減していけるような方策を出していただけるように、教育委員会としてもバックアップしていきたいと考えます。

七里委員：服装のことだが、小学校の先生がスポーツウエアを着ていることがあるが、そのような服装で授業をしている先生はいるか。

教育長：スポーツウエアで授業をしている先生はおられません。

七里委員：私の知人の話だが、以前子どもを迎えに学校に行ったときに、スポーツウエアのような格好をした職員がいたので、校務員かと思って挨拶したらに教頭先生だったということがあった。かなりの時間をスポーツウエアのような格好で勤務しているところもあるように聞いたことがある。

4点目の白鵬関の言葉で、基本に戻るといえるのは確かにいい言葉だと思う。基礎ではなく基本ということがなかなか大事なことで、それが難しい。教育も同じで、基礎ではなく基本が大事だと思う。

川口委員：市の職員には、ふさわしい服装について一定の規定があるのか。

次長：公務員にふさわしい服装として、華美でないか、妖艶でないか、市民に不快感や不安感を与えないかという視点で一定の線引きをしています。

また、作業服等を着用することもあります。これは現場に出るときのみとし、事務所で仕事をしているときは適正な服装に着がえるよう指導を徹底しているところです。

川口委員：体育の授業になると教師はジャージに着替えるが、次の授業まで時間が無い場合は、ジャージのまま授業をする教師も実際にいた。子どもたちと向き合って指導をしたり一緒に遊んだりしていると、どんどん抱きついてきて土まみれになってしまうし、ズボンも足跡だらけになってしまう。こういうこともあって、教職員の服装については、一律に定めることは難しいが、本当に誰が見てもおかしいものについては管理職が注意をするなど、それぞれに気をつけなければならないと思う。

5. 協議・報告事項

(1) 小中一貫教育校設置に向けた基本的な考え方について

教育改革推進室主幹から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

川口委員：今の説明は、どういう会議で実施されたのか。

教育改革推進室副参事：前回の定例会でも説明させていただきましたが、まずは小中一貫教育を知っていただくということで、3地域での説明会の折に、こういった説明をしています。

教育部長：今回の説明は資料の一部をまとめたもので、地域で実施する場合はこの1.5倍から2倍ぐらいの分量がございます。説明会には、長浜の未来の学校づくり検討会議の座長をしていただいた京都橘大学の廣瀬先生にもお越しいただき、小中一貫教育校に実際携わってこられたお立場から実例に基づいて説明していただきました。このように、地域に合わせて説明の内容も若干変化をつけています。

川口委員：小中一貫教育の取組み状況について、資料では全国的な数値があがっているが、滋賀県の状況を教えていただきたい。

教育改革推進室副参事：現在、滋賀県では高島市と彦根市で実践されています。こちらではソフト面を9年間で一貫させるというもので、小中を一体化した方式はとっておられません。

七里委員：中1ギャップということが叫ばれているが、この事例は長浜市でもあるのか。

教育指導課長：小学校と中学校の教育課程が大きく変わりますので、その狭間でうまくなじめないという子どもたちは実際にいます。ただ、小学校と中学校の連携も大分進んでおり、できるだけ滑らかに移行できるよう各学校現場では力を注いでいます。

教育部長：中学校に入った段階は思春期ということもあって不登校の割合が増加しますし、勉強がわからないという子どもが増加しているということもあります。

ただご理解いただきたいのは、余呉や西浅井の地元の方がギャップ自体を深刻な問題として捉えていないということも事実です。虎姫地域に関しましては、幼小中の連携が非常に早くからスタートしており、学校経営のベースになっています。ですから、余呉、西浅井と虎姫では、別タイプの小中一貫教育校を構想していません。

虎姫は、中規模小中一貫教育校のモデルケースとして進めていきたいと考えています。長浜の北部地域には、全児童数100人程度の学校が点在しているのが実情ですので、そのあたりにもらんで取組みを進めているところです。

七里委員：私の経験でも、小学校から中学校へ行くときに軽いギャップがあった。視野を少し広げると、論点から外れるが、中学校から高校に行くときにも学習面でギャップがあるように感じた。高1ギャップを考えた場合に一貫教育がどう働くかというのも一つの考え方かと思う。私は、小中一貫で余裕を持って教育を行えば、高1ギャップも余り出てこないのではないかと考えているので、どちらかと言えば賛成の立場である。

井関委員：義務教育9年間を終えたときにはこんなことができ、こんなふうにと人と接することができる子どもにしたいと書かれているが、今までどの学校でも、学校ごとに地域性も考慮しながら子どもの育て方を考えて学校経営に当たられていて、先生方が共通して持っている目標があると思うが、この9年間の教育でも同じようなことが書いてあって、今までの6・3制との違いが見えてこないように思える

教育部長：委員のおっしゃるとおりです。ただ、私たちが説明会で力説しているのは、例えば小学校を卒業した後の進路は、大体進学する中学校が決まっていますし、中学校から高校へ行こうと思ったら入学試験を受ける必要があります。そうすると、義務教育修了段階で達成されるべき目標を意識して取組まないといけません。小中一貫教育校で、子どものどこに課題があるか、どこでつまずいてい

るのかということも9年というスパンの中で先生方が共有して、問題の解決を図っていくことがこの文言に込められた願いです。これは長浜市だけではなく、隣の京都市で取組まれている小中一貫教育もこういうところが大きな利点で、アンケートや意識調査の結果を見ても非常に高い成果が出ているのも事実です。

ただ、地域や保護者の方の反応として、利点ばかりではなく不都合が出る点も説明してもらいたいということも言われます。その一つが、9年間の中に区切りがつきにくいということです。小学校を卒業したら中学校とステップアップした実感がかたづけに行ってしまう部分があるし、従来であれば小学校6年生が学校のリーダーとして先頭に立つべき存在であったものが、この小中一貫教育校ではそのあたりが薄れてきます。そういったことも先進地視察でうかがっていますので、その後の説明会ではこれらに重点を置いて説明をしています。

この先にもまだ虎姫、西浅井地域では説明会を繰り返していきますので、井関委員のご指摘も十分胸に置いて、話をしていきたいと思えます。

西橋委員：国が進めている新しいスタイルの学校ということで、特に余呉地域ではかなり進んでいっているということなので、このまま進めていただきたいと思う。

ただ、部長がおっしゃったように、地域の人が期待して賛成してくださったが、実際やり始めてみると色々な問題が当然出てくるだろうと思われる。それに十分応えられるだけの準備は確実に進めていただきたいと思う。

もう一つ、全く初歩的な質問で申しわけないが、小学校の卒業式、中学校の入学式に相当する式典はあるのか。

教育部長：基本的には小学校、中学校という区切りはなくなりますので、従来の小中学校でやっている進学式典等の行事はありませんが、それでは余りに区切りがないだろうと思います。先ほども申しあげた4・3・2のステージの中で、例えば4年間の課程を修了したことの修了式などを行って区切りをつけている京都の学校もありますので、そのような例についても勉強して、地域に合った区切りを設けていきたいと考えています。

このことについては、東中や木之本中の2年生が行っている立志式がよい区切りの例になると思います。4・3・2ですと、最後の2年間で最終過程になりますので、卒業後のステップに向かっていくための準備をしていく段階であるということ子どもたちに意識づけできるような効果的な式にしていきたいと思えます。

西橋委員：小学校の卒業式で子どもたちが得られる感動は、一生忘れられないような経験だと思う。それに類するものは必要だと思う。この場合、卒業証書はどうなるのか。

教育部長：基本的には、ステージごとに証書を渡すということはありません。むしろ、9年間を修了した卒業式をさらに感動的なものにしていくということが、この小中一貫教育校を構想するうえで重要な点であると考えています。

西橋委員：4・3・2のステージは、それぞれ基礎、充実、発展となるのはわかる

が、小学校と中学校の学習指導要領がそれぞれ分けて記載されていることが気にかかる。

教育部長：小学校と中学校の学習指導要領が別に存在するのは事実です。ただ、小中一貫教育校の場合にはそれに縛られることはなく、教育課程を弾力的にしていけることができます。先ほど申し上げた4・3・2制も確定している区切りではなく、地域のよっては5・4制で実施しているところもございますので、地域や保護者の方、現場の先生方のご意見を聞きまして、今後の課題として具体的に定めていきたいと考えているところです。ここで述べたかったのは、学習指導要領はあるけれども9年間を一つのスパンとして考えて取り組んでいくということです。

西橋委員：部長がおっしゃることはよく理解できるが、説明資料では要領が6年のところで切って、7年生から中学校学習指導要領となっているが、切らずに重ねるか連続した表記にしてもいいのではないか。

教育部長：検討させていただきます。

川口委員：小中一貫教育が取り上げられている書籍などを見てみると、中1ギャップがなくなる、それによって不登校やいじめが軽減あるいは激減すると書かれていることもある。しかし、決してそうではないと思うし、小中一貫教育でそれがなくなるというイメージを与えることになってはいけないと思う。こういうこともあらかじめ説明の中に十分入れた上で話を進めていただきたい。

私が一番懸念するのは、9年間、人間関係が固定化されるのではないかということだ。認定こども園を入れると十数年間同じ人間関係の中で過ごさなければならぬということも説明の際に気をつけていただきたい。

もう一つ、職員定数のことで質問したい。小中一貫教育校の職員組織は校長、副校長、教頭がいて、今までは学級数で計算して職員定数を出していたわけだが、特別な加配等は小中一貫教育校の中ではどうなるのか。

教育部長：最初のご指摘ですが、説明会では、小中一貫教育校は現在の小中学校が抱えている全ての教育課題を解決する学校ではなく、柔軟に対応できる学校であると説明しています。今後もそのことは十分保護者や地域の方にご理解いただきたいと思っていますので、さらに心して説明していきたいと考えています。

2つ目に職員定数ですが、基本的な県の考え方があり、統合新校を設立する場合には、1年間に限って統合加配として1名の加配教員がつくという制度がございます。

ただ、余呉でこれから手がけていく小中一貫教育校は、県内発の施設一体型小中一貫教育校であることを考えれば、従来の統合とはまた別のケースになりますので、加配を1名いただければそれでいいというものではございませんので、県の教職員課等と今後十分協議を行いたいと考えています。

川口委員：教頭は1名配置されるのか。

教育部長：はい。ただし、1名になるのか2名になるのかということについては協

議していくこととなります。

教育長：井関委員から先ほどいただいたご指摘に関するのですが、実際やってみないとわからないところもありますが、教員の意識がすっかり変わるのではないかという気がしています。養護学校に3年間勤務していた経験から申しあげますが、養護学校は小、中、高等部の12年間にわたって教育を行いますので、どの教員も12年間の子どもの成長過程を頭の中にたたき込んでいます。そういう観点が小学校や中学校の教員に意識付けられるのではないかと考えています。

西橋委員が指摘された学習指導要領についての表現の仕方ですけれども、小学校と中学校の学習指導要領を1つの枠に入れてしまって、この6年生と7年生の間を繋ぐのもよいかと思います。

(2) 平成28年長浜市議会第2回定例会質問答弁要旨について

主な質疑応答は以下のとおり。

西橋委員：竹内議員の、学力テストの是非について見解を求めるという質問に対して、数年置きあるいは抽出方式による実施が適切と考えていると教育長が答弁されているが、私も全くそのとおりだと思う。全部の学校に毎年多額の費用をかける時代は過ぎたと考えている。

抽出方式を採用したとして、長浜だけで抽出をすることは可能か。

教育指導課長：全国学力テストについては、長浜だけが抽出ということはできません。以前は選べる時期がありましたが、国の指示で、全校の小6、中3を対象に行うと統一されています。完全実施となってもう5年になりますので、その選択肢は今市には残されていません。

教育部長：全国学力テストは、当初は全校調査でしたが、一時期抽出方式になりました。このとき、長浜市は抽出校以外の全ての学校も希望して実施しました。現在は、課長が答えましたように全校調査です。

川口委員：私も西橋委員と同感で、教育長が答弁していただいて大変うれしく思い、賛同する。県からも学力調査が行われているということも初めて聞いたが、反対の意向を示されていることも大変うれしく思う。

教育長：学び確認テストについては、市教委としては反対していますが、県からの強い要請により実施しています。

教育指導課長：学び確認テストは、小学校3年生以上を対象に昨年の11月に県から降りてきており、全校実施しました。ただ、実施に反対する要望は継続的に行っています。

川口委員：もう一点、社会福祉課の生活困窮世帯向け学習支援事業として実施している夢さくら塾についてうかがいたい。平成26年から始まって3年目になる事業で、当初は20数名で始まったと聞いているが、現在どのような状況なのか把握していれば教えていただきたい。また、子どもに関する指導や支援をする事業なので、教育委員会との連携はしているのかうかがいたい。

教育指導課長：夢さくら塾は社会福祉課の事業で教育委員会との連携は今のところ
ございません。平成 27 年度の状況ですが、高田の教室に延べ 232 人、木之本の
教室に延べ 251 人参加していることを把握しています。

西橋委員：不登校に関して、それぞれの学校で先生方が不登校の生徒に対して手厚
い指導をしていただいているということは承知しているが、不登校になった生徒
が家や地域でどういう生活をしているかについてきちんと把握されるようにご
尽力いただきたい。

教育指導課長：現在のところ、その部分のケアにつきましては、学校教員の小まめ
な家庭訪問以外に方法はございませんが、さまざまな連携の中で、地域の民生委
員等の協力もいただきながら、家庭の本当の中での状況を、市教委も学校現場も
把握する必要があると考えています。

教育長：学校現場では、訪問記録は残していますか。

教育指導課長：全て残しています。

井関委員：学校司書についての質問で、蔵書数についての問いに対して、ほぼ 100%
を達成していると答弁されているが、何をもとに回答されたのか。

教育指導課長：標準冊数及び蔵書数につきましては、いわゆる学校規模、学級数と
児童・生徒数に基づいて、この規模であれば何冊を基準と国が決めています。長
浜市の学校図書室では、その基準をほぼ 100%満たしています。

井関委員：私も読書ボランティアで図書室を整理させていただいているが、台帳に
登録している内容と実際が異なっていることがあった。読書ボランティアのメン
バーで登録し直したが、それでも一致しないところが多くあった。学校司書に話
を聞いてみると、台帳そのものが見当たらないということも聞いている。データ
ベース化して子どもにも教員にも管理しやすいシステムを構築していただけれ
ば、透明性のある図書室になり、貸し借りもスムーズに行くと思う。

教育指導課長：ご指摘のとおり、過去の図書室は十分に活用できていませんでした
が、学校司書を入れ始めてから図書室が本当に機能し始めています。今後は、蔵
書のデータベース化も含めて検討していきたいと思っています。

西橋委員：今の件に関連して、学校図書費は国からどのような形で出ているのか教
えていただきたい。例えば、滋賀県の場合だと国からの予算の 60%ほどしか学校
図書費に使われていないということもあったので、冊数も大事だが、国の予算が
方針どおり学校図書費に使われているかどうかという点の確認もお願いしたい。

教育部長：私が市教委で予算に関わっていた頃から、この学校図書費は非常に手厚
くなってきたと記憶しています。それからは、図書を学校で随分入れていただけ
ることができるようになり、現在に至っています。

西橋委員：しかし、100%全てが学校図書費に使われている市町村が滋賀にも京都
にもなかったと大きく報道された。

教育部長：そうです。ただ、先ほど井関委員からご指摘のとおり、今までの図書室
は開かずの間で、どこにどんな本があるのかということもわかりませんでした。

しかし、この司書が入ってから環境が大きく変わりました。その点から言うと、蔵書数が100%に届いていないことが大きな問題とは言えないと思います。100%に届いてないというのは、本を整理する段階でそれだけ廃棄をしているということで、一概には言えない部分もこの数字の裏にあるわけです。ただ、矢守議員からも、せっかく司書を入れて子どものためになるような状況が整ってきたのだから、横の連携を強化するようご指摘を受けましたので、市立図書館とも協議していこうと考えています。

教育長：西橋委員がおっしゃった学校図書費と図書室司書の予算は、普通交付税か何かに入っているのでしょうか。

教育指導課長：全体枠の決まっている中での割合がありますので、学校、市町によって異なります。

教育長：図書室司書について、国が予算を配分しているにもかかわらず長浜市は3年前まで使っていなかったのです。予算の配分のされ方について、教育指導課から次回の定例会で報告してください。

教育指導課長：了解しました。

西前委員：小学校司書の話によると、午前10時には必ず出勤し、中休みと昼休みは図書室にいて、それから先生と授業のことで話し合いをしようと思うと、先生が授業を終わられるまで待つことになるという。4時間勤務だと、午前10時から来て1時間の休みが入ったとしても、午後3時までの勤務になる。そうすると、午後3時以降は勤務外勤務になる。勤務時間帯を柔軟に変更して、例えばこの日は午前10時から午後5時まで勤務するということもあり得るのか。

教育部長：矢守議員の質問にも答弁しましたが、この3年間は配置校を増やすことが最大の目標です。ただ、来年度は方向を転換していく時期だと思います。確かに、司書が入るようになれば図書室へ訪れる子どもの数も増えて当然、借りる本もふえて当然です。そうすると、ご指摘のように勤務時間が問題になってきます。週2日、3日と勤務日の問題もあります。そのあたりを今年度で十分協議の上、じっくり検証したいと考えています。

そして、司書がどのような希望を持っておられるのか、子どもたちは、保護者は、学校の先生はと検証して、次年度以降の整備計画を練り直していきたいと考えています。

教育長：現在のところ、学校で1週間のうち5日間で4時間勤務として、週20時間を勤務時間としており、これは自由に使っていただいて結構ですと指示していますので、そのうち月曜日に6時間来てくださということも構わないのですが、今は司書を増やしていくことを優先しました。

実際に、司書からはもう少し勤務時間を増やしてほしいという要望をいただいております。大事なご指摘だと思います。

7. その他

- (1) 次長より、旧上草野小学校の利活用について報告があった。
- (2) すこやか教育推進課長より、水泳記録会の案内があった。
- (3) 教育センター所長より、マイスター研修の日程について報告があった。

8. 閉会

教育長から、本日の委員会が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。